

令和4年度運営指導における 主な指摘事項について

～居宅介護支援～

令和4年度介護保険事業者集団指導資料

1

作成：令和5年3月

令和4年度運営指導の結果について

- 居宅介護支援事業者における運営指導は11件実施。
- 全件を実地（事業所）にて実施。
- 今回は特に指摘が多かった事項及び重要事項を中心に説明。
- 指摘事項の全ては、別紙「令和4年度運営指導指摘事項一覧」を参照。

各種基準に対する主な指導内容

- I 人員関係
- II 運営関係
- III ケアプラン関係
- IV その他

—法令—

市規則：那須塩原市居宅介護支援事業の人員、設備、運営に関する基準を定める規則
(平成30年3月30日規則第23号)

市条例：那須塩原市介護保険条例 (平成17年那須塩原市条例第140号)

I 勤務体制の確保

➤ 根拠法令（市規則第21条第1項）

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

➤ 指導事項

勤務実績について、タイムカードでのみ管理しており、勤務実績表を作成していなかった。

➤ ポイント

・事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

Ⅱ-① 設備及び備品

➡ 根拠法令（市規則第22条）

指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

➡ 指導事項

個人情報が含まれる個人ファイルについて、施錠できない棚で保管していた。

➡ ポイント

- ・個人情報の漏洩等を防ぐため、施錠できるキャビネットに保管する等、適切に管理すること。
- ・個人情報の扱いについては市規則第25条の秘密保持にも関係。利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じること。

Ⅱ-② 内容及び手続の説明及び同意

➡ 根拠法令（市規則第6条第2項）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、（省略）、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

➡ 指導事項

- ・ 割合等を算定する対象期間に誤りがあった。
- ・ 一部利用者について、説明を行い理解を得たことが分かる資料が確認できなかった。

Ⅱ-② 内容及び手続の説明及び同意

▶ ポイント

・前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とすること。

① 前期（3月1日から8月末日） ② 後期（9月1日から2月末日）

・利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、**文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ること。**

⇒実施していない場合、運営基準減算の対象となる。

-参考-

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
- ・R3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.3) (令和3年3月26日)」
- ・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年2月10日 厚生省告示第20号)

Ⅱ-③ 記録の整備

➡ 根拠法令（市規則第31条第2項）

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。（省略）

➡ 指導事項

運営規程、重要事項説明書及び契約書において、記録の保存年限を2年としていた。

➡ ポイント

- ・ 運営規程等を改めて点検し、基準や現状と異なる表記がないか確認すること。
- ・ 内容の更新や修正を行った際には、附則として改正日を追記し、適切に文書データを管理すること。

Ⅲ-① ケアプランの作成

▶ 根拠法令（市規則第15条第1項第3号）

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

▶ 指摘事項

生活全般の解決すべき課題（ニーズ）及び目標の一部が家族視点の内容になっていた。

▶ ポイント

介護サービス計画は、利用者が地域の中で尊厳ある自立した生活を続けるための利用者本人の計画であるため、利用者視点の計画となるよう適切に取り扱うこと。

Ⅲ-② 医療サービスの利用

▶ 根拠法令（市規則第15条第1項第21号、第22号及び第23号）

(21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した場合には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

Ⅲ-② 医療サービスの利用

▶ 指導事項

- ・主治の医師等の指示があることが記録されておらず、書面での確認ができなかった。
- ・主治の医師等の意見を求めて作成した居宅サービス計画を、主治の医師等に交付していなかった。

▶ ポイント

- ・利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の指示を求め、その旨を記録すること。
- ・主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、主治の医師等の意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付すること。

Ⅲ-③ ケアプランの書き方

▶ 指導事項

- ・ 計画表内の記載漏れや誤り
- ・ 総合的な援助の方針が抽象的な表現
- ・ 長期目標及び短期目標の内容の表現が抽象的、同一、言い換え など

▶ 根拠法令

市規則第15条第1号から第30号（指定居宅介護支援の具体的取扱い方針）

▶ 参考資料

集団指導資料 「ケアプランの作成について」

IV-① 変更の届出

■ 指導事項

- ・事業者の代表者の氏名が、以前に市に届け出ていた内容と相違があった。
- ・介護支援専門員の人数が、以前に市に届け出ていた人数と相違があった。

■ 根拠法令

那須塩原市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年3月31日規則第52号）第3条

■ ポイント

変更があった場合は、その変更が生じた日から10日以内に市長へ届出ること。

IV-② 模範となる事例

- ▶ 研修について、自己評価やアンケートを実施していた。また、介護分野だけでなく介護に関連する他分野の研修等を受ける機会を従業員に与えており、研修で学んだ幅広い知識がケアプランに反映されていた。
- ▶ 事業所内で毎年度事業の自己点検をしており、よりよいサービス提供に努めていた。
- ▶ 利用者のニーズを把握し、利用者が抱える問題について向き合い、寄り添う形で解決策を検討していた。
- ▶ 利用者の経過記録などが誰が見ても分かるよう詳細に記載されていた。
- ▶ 居宅サービス計画では、サービスの提供回数が具体的に記載されているなど、誰が見ても分かりやすい内容となっていた。



IV-③ 【重要】令和3年度介護報酬改定における経過措置事項

▶ 対象

- ・感染症対策の強化
- ・業務継続に向けた取組の強化
- ・高齢者虐待防止の推進

▶ 経過措置期間

経過措置期間は令和6年3月31日まで。

以降は「努力義務」から「義務」へ。

▶ 参考

集団指導資料「令和3年度介護報酬改定における経過措置事項について」

最後に

- 第8期那須塩原市高齢者福祉計画では、3年に1回は運営指導を行う予定。
- 令和5年度においても、より効果的かつ効率的な実施に努めていきますので、御協力をお願いします。
- 自己点検シートをホームページに掲載しますので、御活用ください。

ご清聴ありがとうございました

■ お知らせ

・令和4年度の集団指導は、動画配信による開催となります。動画及び説明資料を確認した上で、アンケートフォームから受講報告をしてください。アンケートの回答をもって、参加とみなします。

・なお、未提出の事業所につきましては、優先して運営指導の対象になる可能性がありますので、御了承ください。